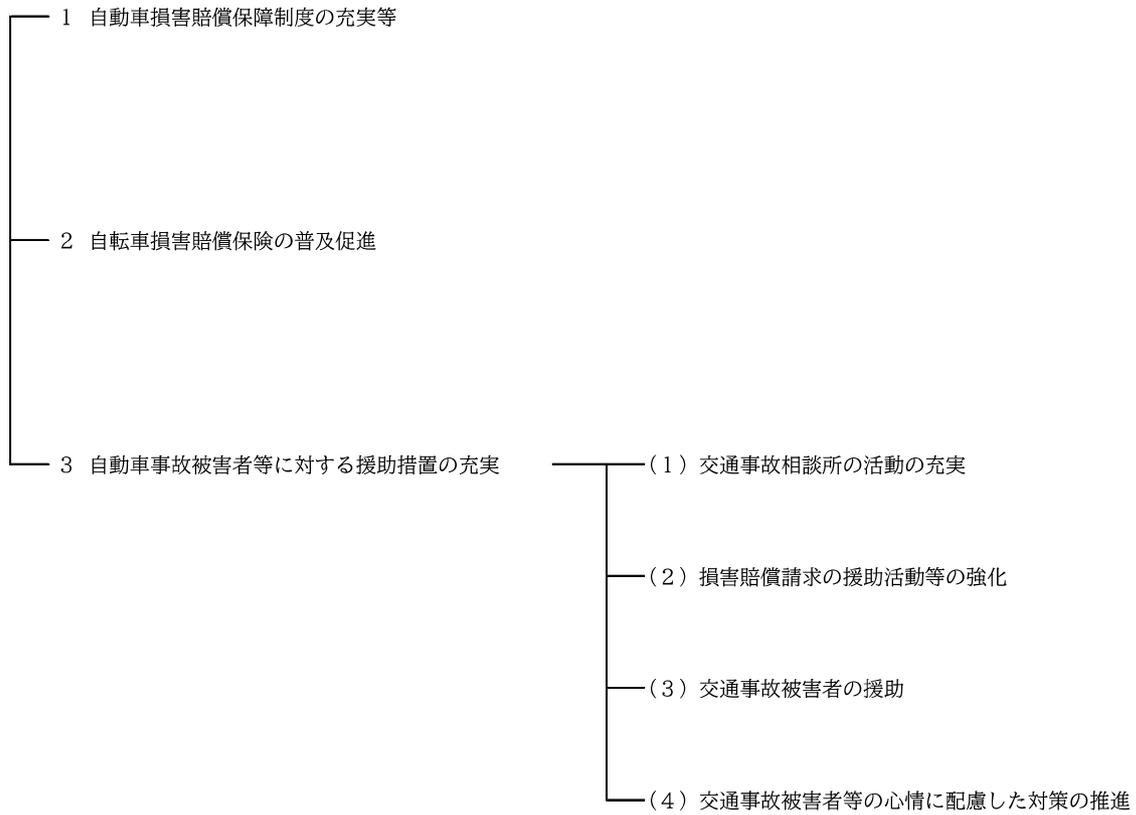


第7章 被害者支援の充実と推進

《施策の体系》



第7章 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、尊い生命を絶たれたりと大きな不幸に見舞われており、交通事故被害者等を支援することは極めて重要です。

交通事故被害者等は、精神的に大きな打撃を受けている上、交通事故に関する知識や情報が十分ではないことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進します。

また、自転車事故の増加に伴い、自転車利用者が高額な賠償責任を負うケースも珍しくなくなっています。このため自転車事故による被害者の救済の十全を図るため、自転車損害賠償保険の普及促進を図ります。

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

関係機関	関東運輸局
------	-------

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業についても、被害者に対する保障金の支払の迅速化等により、その充実を図ります。

また、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、運行防止の徹底並びに自賠責保険の普及促進を図ります。

2 自転車損害賠償保険の普及促進

関係機関	県民生活部
------	-------

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償を求められるケースもあります。こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、事業者及び関係団体と連携し、保険や共済の加入状況の確認や、未加入者への損害賠償責任保険等への加入を促進します。

また、自転車小売業者に、自転車の購入者に対し自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害賠償等への加入の必要性等を助言するよう求めます。

3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

(1) 交通事故相談所の活動の充実

関係機関	県民生活部
------	-------

交通事故の被害者やその家族の福祉の向上などを図るため、次の措置によりその充実・強化を図ります。

ア 交通事故相談業務の充実

県が実施する交通事故相談所業務の充実を図るとともに、相談支援対象外（調停、訴訟等を要する案件）については、交通事故紛争処理センターや日本弁護士連合会交通事故相談センター等への斡旋を行います。

イ 関係機関との連絡体制の強化

交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係機関、団体等との連絡体制の強化を図ります。

ウ 交通事故相談員の資質の向上

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進するとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図ります。

エ 交通事故相談業務の周知

広報活動を積極的に行い、交通事故相談活動の周知徹底を図ります。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

関係機関	県警察本部
------	-------

交通事故被害者やその家族に対する支援の一環として、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。

(3) 交通事故被害者の援助

関係機関	県民生活部
------	-------

埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児等に対する援護金等の給付事業の充実強化を図ります。

また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金の無利子貸付や自動車

事故が原因で重度の後遺障害が残った被害者に対する介護料支給制度、交通遺児育成基金及び交通遺児育英会が行う交通遺児育成のための基金事業等の広報活動を行います。

(4) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

関係機関	関東運輸局、県民生活部、県警察本部
------	-------------------

交通事故被害者等の支援に携わる県の防犯・交通安全課、警察本部の犯罪被害者支援室及び民間の犯罪被害者支援団体を同一施設に集約し、相互が緊密に連携し、被害者等のニーズに対応した支援を行えるワンストップサービスの提供により被害者等の心情に配慮した支援業務を推進します。

また、交通事故被害者等に対して、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「被害者の手引（サポートブック）」を交付します。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図ります。

さらに、加害者の行政処分に関する情報についても、交通事故被害者等による問い合わせに応じ、適切に提供します。